

# 島根県報

号外第二二二号  
平成十五年三月二十七日  
(木曜日)

島根県選挙管理委員会告示第二十一号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

島根県知事選挙選挙長

松江市東朝日町一二五番地 津田和美

島根県知事選挙選挙長職務代理者

松江市南田町一五四番地 小林淳一

選管告示

島根県知事選挙の実施

島根県知事選挙における選挙長及びその職務代理者

島根県知事選挙における選挙長の勤務場所

島根県知事選挙における投票用紙等の様式

島根県知事選挙における不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名の順

島根県知事選挙における不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名の順

島根県知事選挙における不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名の順

島根県知事選挙における不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名の順

島根県知事選挙における不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名の順

島根県知事選挙における不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名の順

島根県知事選挙における不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名の順

島根県知事選挙における不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名の順

島根県知事選挙における不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名の順

者数

七 六 六 六 六 六 六 一 一 一

島根県選挙管理委員会告示第二十二号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における選挙長の勤務する場所は、次のとおりである。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

松江市殿町一番地 島根県庁

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第二十三号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における不在者投票用投票用紙、点字用投票用紙、仮投票用封筒、不在者投票用封筒、郵便による不在者投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒の様式を次のとおり定める。

任期満了による島根県知事選挙を次のとおり行う。  
平成十五年三月二十七日

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

- 備考
- 一 印刷は黒色刷とし、用紙は白色合成紙とする。
  - 二 押すべき印は刷込式とする。
  - 三 寸法は縦約九・一センチメートル、横約十五・一センチメートルとする。

|       |
|-------|
| 候補者氏名 |
|       |

○ 注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

島根県選  
挙管理委  
員会之印

平成十五年四月十三日執行

島根県知事選挙投票

- 備考
- 一 印刷は黒色刷とし、用紙は白色上質紙一一〇キログラムとする。ただし、点字投票である旨の表示は、赤色刷とする。
  - 二 押すべき印は刷込式とする。
  - 三 寸法は縦約九・一センチメートル、横約十五・一センチメートルとする。

|       |
|-------|
| 候補者氏名 |
|       |

○ 注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

島根県選  
挙管理委  
員会之印

平成十五年四月十三日執行

島根県知事選挙投票

点字投票

仮投票用封筒

備考

- 一 印刷は黒色刷とし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。  
 二 押すべき印は刷込式とする。  
 三 尺法は縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

|   |              |
|---|--------------|
| 裏 | 表            |
|   | 仮投票          |
|   | 島根県選挙管理委員会之印 |
|   | 投票者 氏名       |
|   | 投票所          |

不在者投票用封筒  
外封筒

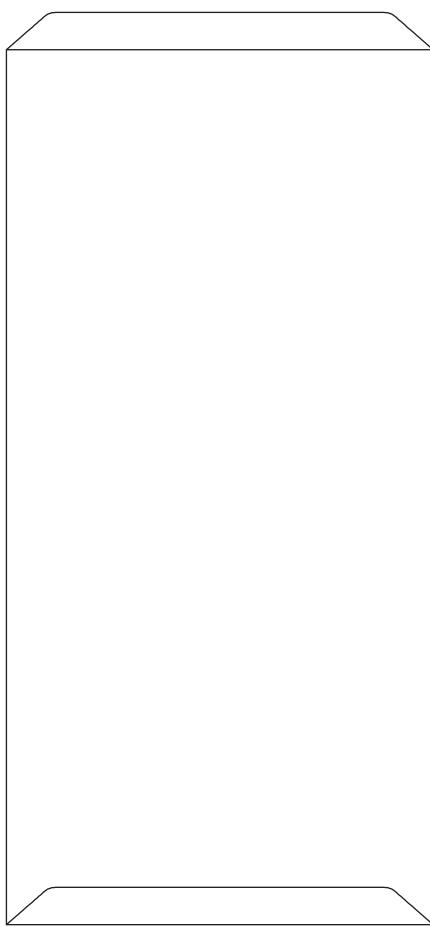
|   |  |      |           |     |    |
|---|--|------|-----------|-----|----|
| 裏   | 表  |      |           |     |    |
| <p>投票年月日 平成 年 月 日</p> <p>不在者投票管理者（職・氏名）<br/>           都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長<br/>           （何々船長）（何々病院長）（何々老人ホームの長）（何々国立保養所長）（何々身体障害者更生援護施設の長）（何々保護施設の長）（何々労災リハビリテーション作業所の長）（何々刑務所長、警察署長、少年院長、婦人補導院長）</p> <p>立会人 氏名</p> | <p>投票場所 何の場所</p> <p>注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。</p> <p>平成15年4月13日執行<br/>           島根県知事選挙<br/>           不在者投票<br/>           （外封筒）</p> <p>島根県選挙管理委員会之印</p> <p>投票者 氏名</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>投票区名</td></tr> <tr><td>選挙人名簿登録番号</td></tr> <tr><td>男女別</td></tr> <tr><td>男女</td></tr> </table> | 投票区名 | 選挙人名簿登録番号 | 男女別 | 男女 |
| 投票区名  |  |      |           |     |    |
| 選挙人名簿登録番号   |  |      |           |     |    |
| 男女別   |  |      |           |     |    |
| 男女  |  |      |           |     |    |

内封筒

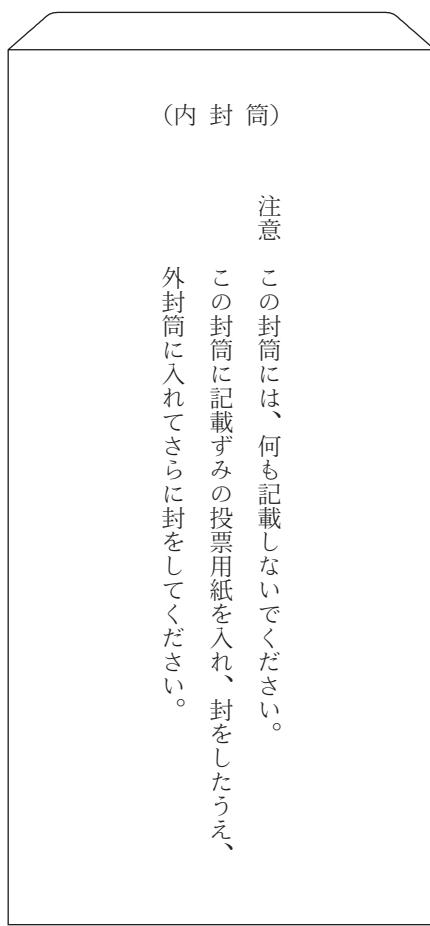
備考

- 一 印刷は黒色刷とし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。
- 二 外封筒に押すべき印は刷込式とする。
- 三 寸法は外封筒縦約十八センチメートル、横約八センチメートル、内封筒縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

裏



表

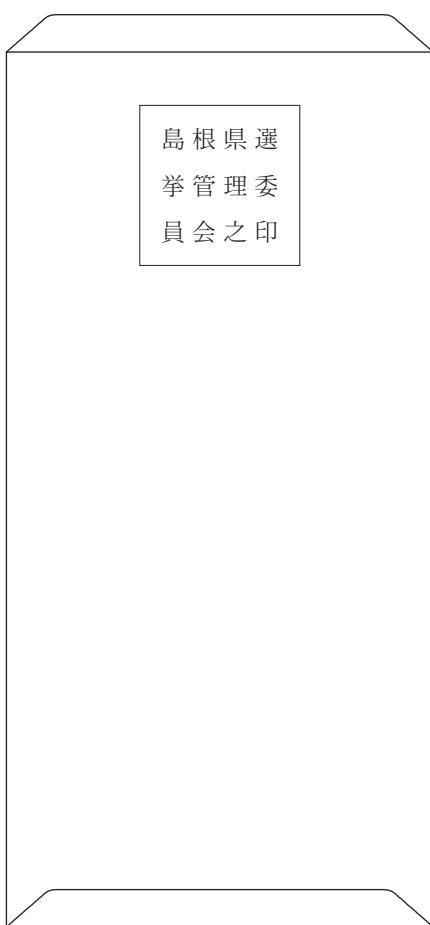


郵便による不在者投票用封筒

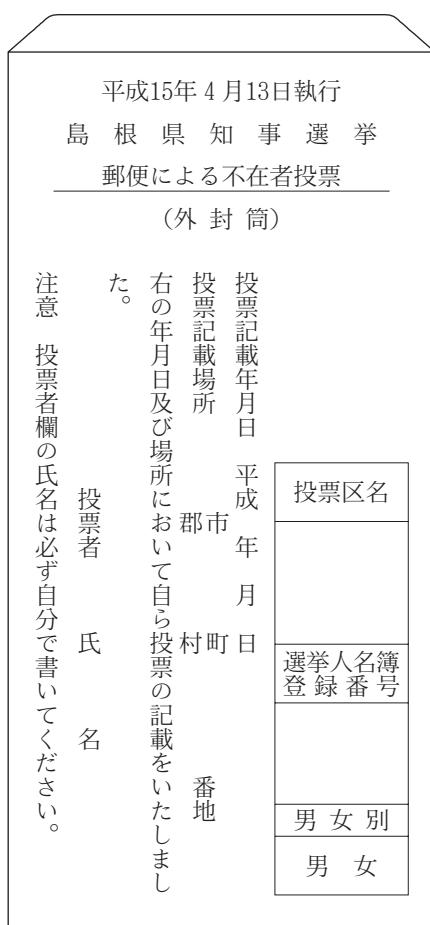
外封筒

島根県選  
挙管理委  
員会之印

裏

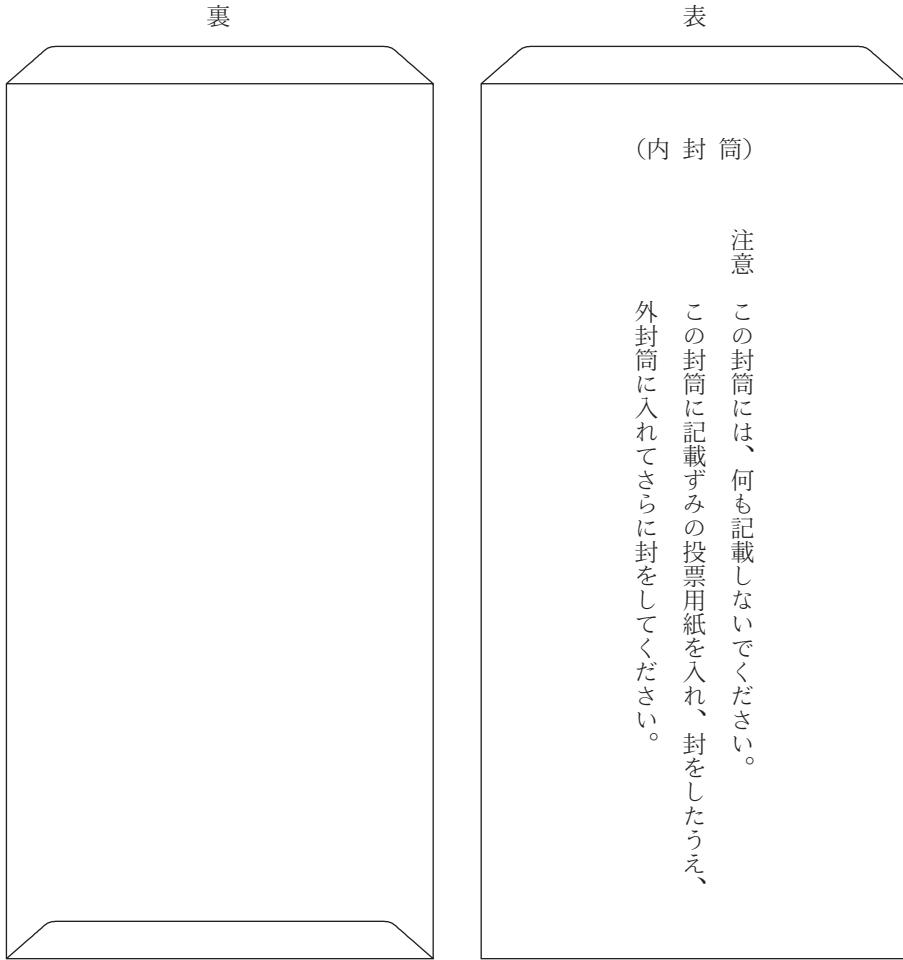


表



備考

- 一 印刷は黒色刷とし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。
- 二 外封筒に押すべき印は刷込式とする。
- 三 寸法は外封筒縦約十八センチメートル、横約八センチメートル、内封筒縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。



内封筒

備考

- 一 印刷は黒色刷とし、用紙は半晒クラフト紙七十五・五キログラムとする。
- 二 寸法は縦約十八センチメートル、横約七センチメートルとする。



不在者投票証明書用封筒

**島根県選挙管理委員会告示第二十四号**

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年三月二十七日

|                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| 島根県選挙管理委員会委員長 津田和美 | 日時 平成十五年三月二十七日 午後六時       |
| 島根県選挙管理委員会事務局      | 場所 松江市殿町一番地 島根県選挙管理委員会事務局 |

**島根県選挙管理委員会告示第二十五号**

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における選挙事務所の標札、選挙運動用自動車・船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用の立札又は看板の類の表示板、乗車又は乗船する者及び選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

白地とし、文字は赤色とする。

**島根県選挙管理委員会告示第二十六号**

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における政見放送の放送順序を定めるくじを行いう日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

白地とし、文字は茶色とする。

**島根県選挙管理委員会告示第二十九号**

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における政治活動用自動車の表示板の配色を次のとおり定める。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

白地とし、文字は茶色とする。

島根県選挙管理委員会告示第三十号

平成十五年三月二十七日 午後七時

場所 松江市殿町一番地 島根県選挙管理委員会事務局

**島根県選挙管理委員会告示第二十七号**

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年三月二十七日

|                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| 島根県選挙管理委員会委員長 津田和美 | 日時 平成十五年三月二十八日 午後六時       |
| 島根県選挙管理委員会事務局      | 場所 松江市殿町一番地 島根県選挙管理委員会事務局 |

**島根県選挙管理委員会告示第二十八号**

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百四十九条の規定による選挙運動に関する支出の制限額は、次のとおりである。）

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

制限額 二八、四六一、〇〇〇円

島根県選挙管理委員会告示第三十一号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙における政治活動用ボスター証紙の地模様及

平成15年3月27日

島根県報

びその色を次のとおり定める。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

地模様 細紋  
地模様の色 緑色

**島根県選挙管理委員会告示第三十一号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による

一二、一七八

三 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

一六八、一四三

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

一六八、一四三

仁多選挙区 四、五六五  
大原選挙区 八、六〇九  
飯石選挙区 五、八四〇  
七、二四九  
三、九四一  
四、四六六  
二、五一九  
七、九七三  
五、〇六四  
四、九七二  
六、八一四  
三九、〇四七  
一二、二五三  
二三、七八一  
一四、五〇三  
九、一七七  
八、一九八  
六、七四二  
七、八七四

簸川第一選挙区  
簸川第二選挙区  
簸川第三選挙区  
邑智選挙区  
那賀選挙区  
鹿足選挙区  
隱岐選挙区  
松江選挙区  
浜田選挙区  
出雲選挙区  
益田・美濃選挙区  
大田選挙区  
安来選挙区  
江津選挙区  
平田選挙区

|         |       |
|---------|-------|
| 能義選挙区   | 六、六九一 |
| 八束第一選挙区 | 五、四二〇 |
| 八束第二選挙区 | 四、二五九 |
| 八束第三選挙区 | 四、〇〇三 |

平成15年3月27日

島根県報

号外第22号 (8)

平成十五年三月二十七日印刷

発行者

島

根

県

印刷所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行